

野焼きはやめましょう！

野焼きとは、法律に適合する焼却設備(※)を使わずにごみ等の廃棄物をそのまま燃やしてしまう行為です。屋外での野焼きは、例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

(※) 法律に適合する焼却炉の構造基準

- ・ごみを焼却室で800℃以上の状態で燃やすことができるもの・焼却室での温度を測定できる装置があること
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行なわれるものであること・高温で焼却できるよう助燃装置があること
- ・外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること

など



違反した場合、

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます

禁止ではない例外とは

○小規模なたき火、キャンプファイヤーなど

(日常生活を営むうえで行われる草や木などの焼却であって軽微な場合)

○田んぼのあぜ焼きなど

(農業・林業を営むためにやむを得ない場合)

○まんど振り・どんど焼きなど

(風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な場合)

など



でもちょっと待った！

**「窓が開けられない！」「洗濯物に臭いがつく！」など
近隣の方の迷惑になる焼却はやめましょう。**

また認められる焼却でも、行なう場合は、役場総務課と最寄りの消防署に必ず連絡するようにしましょう。

○役場総務課 ☎72-2104

○消防署 伊那消防署 ☎72-0119(北殿、南殿、田畑、神子柴、沢尻、南原、大芝、大泉区)
箕輪消防署 ☎79-0119(久保、中込、塩ノ井、北原区)

問い合わせ先: 南箕輪村役場 住民環境課 生活環境係 ☎72-2106(直通)